

○厚生労働省令第九十八号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第二条第十五項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項の規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年六月二十八日

厚生労働大臣 後藤 茂之

令  
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令の一部を改正する省令

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十五項に規定する指定薬物及び同法第七十六条の四に規定する医療等の用途を定める省令（平成十九年厚生労働省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇五十四 (略)</p> <p>五十五 (略)</p> <p>五十六 二―(エチルアミノ)―二―(三―メチルフェニル)シクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>五十七 (略)</p> <p>五十八〇百 (略)</p> <p>百一 (略)</p> <p>百二 一―(二―ジエチルアミノ)エチル―五―ニトロ―二―(四―プロポキシベンジル)ベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百三 (略)</p> <p>百四〇百七 (略)</p> <p>百八 (略)</p> <p>百九 一―(シクロブチルメチル)―N―(二―フェニルプロパ―ン―二―イル)―H―インドール―三―カルボキサミド及びその塩類</p> <p>百十 (略)</p>	<p>(指定薬物)</p> <p>第一条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。) 第二条第十五項の規定に基づき、次に掲げる物を指定薬物に指定する。</p> <p>一〇五十四 (略)</p> <p>五十五 二―(エチルアミノ)―二―フェニルシクロヘキサノン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>五十六 N―エチル―N―イソプロピル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類</p> <p>五十七〇百九十九 (略)</p> <p>百 N・N―ジイソプロピルトリプタミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百一 一―(ジエチルアミノ)エチル―二―(四―メトキシベンジル)―五―ニトロベンズイミダゾール及びその塩類</p> <p>百二〇百五 (略)</p> <p>百六 N・N―ジエチル―五―メトキシトリプタミン及びその塩類</p> <p>(新設)</p> <p>百七 四―(シクロプロピルカルボニル)―N・N―ジエチル―七―メチル―四・六・六a・七・八・九―ヘキサヒドロインドロ「四・三―f g」キノリン―九―カルボキサミド及びその塩類</p>

百十一  
〜  
三百十四  
(略)

百八類  
〜  
三百十一  
(略)

附 則

この省令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。